令和5年度

学校危機管理マニュアル

消防計画 P. 1~13
 危機管理の連携体制 P. 14
 不審者侵入時の危機管理 P. 15
 保護者への生徒の引き渡しについてP. 16
 学校安全計画 P. 17

三重県立あけぼの学園高等学校

令和5年度三重県立あけぼの学園高等学校消防計画

1	令和5年度あけぼの学園高等学校消防計画	$P. 1 \sim 6$
2	令和5年度あけぼの学園高等学校火元取締責任者	P. 7
3	令和5年度あけぼの学園高等学校防災組織表	P. 8
4	令和5年度あけぼの学園高等学校避難経路図	P. 9
5	令和5年度あけぼの学園高等学校消火栓・消火器配置図	P. $10 \sim 12$
6	「暴風警報」発表時の対応について	P. 13

令和5年度あけぼの学園高等学校消防計画

第1章 総 則

(目的)

第1条 この計画は、あけぼの学園高等学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の極限防止をはかることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、当学校に勤務する職員及び在籍する生徒、その他出入りするすべての者に適用するものとする。

(防火管理者の権限及び業務)

- 第3条 防火管理者は教頭とし、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行 うものとする。
 - (1)消防計画の検討及び変更
 - (2) 建物、火気使用設備器具及び電気設備等の検査及び不備欠陥事項の改修促進
 - (3) 消防用設備等の点検及び整備
 - (4) 火気の使用及び取扱いに関する指導
 - (5) 増改築、修繕、模様替え等の工事時における火災予防上の指導
 - (6) 生徒、職員に対する防災教育及び各種訓練の年度計画の作成とその実施指導
 - (7) 校長に対する防火管理に関する助言及び報告
 - (8) その他防火管理上必要な業務
- 2 防火管理者は、次の事項について消防機関へ報告、届出及び連絡を行うものとする。
 - (1)消防計画の提出(改正の都度)
 - (2) 建物の増改築及び諸設備の設置又は変更の事前連絡
 - (3) 消防用設備等の点検結果の報告
 - (4) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査時の指導要請
 - (5) 防災教育、訓練時の指導要請及び自衛消防訓練の事前報告
 - (6) その他消防関係法令に基づく各種届出及び防火管理について必要な事項

第2章 学校防災委員会

(学校防災委員会の設置)

- 第4条 防災対策業務の適正な運営を図るため、校長を委員長とする学校防災委員会を 設置する。
- 2 委員は、防火管理者をはじめ教務主任、保健主事等をもって充てるものとする。
- 第5条 学校防災委員会は、次の基本的な事項について審議する。
 - (1)消防計画の樹立及び変更に関すること
 - (2) 生徒の人命に関すること
 - (3) 校舎及び消防用設備等の維持管理に関すること
 - (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の編成に関すること
 - (5)消火、通報及び避難訓練に関すること
 - (6) 震災対策に関すること
 - (7) 防災教育とその実施方法に関すること
 - (8) その他防火管理に関すること

第3章 予防管理対策

(予防管理組織)

第6条 日常の火災予防及び災害時の出火防止をはかるため、防火管理者のもとに火元 責任者を定め、建物及び消防用設備等の点検、検査を実施する。

(火元責任者の業務)

- 第7条 火元責任者の業務は次のとおりとする。
 - (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
 - (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
 - (3) 地震時の出火防止措置
 - (4) 防火管理者の補佐
 - (5) その他火災予防上必要な事項

(自主検査の実施)

第8条 建築物、火気使用設備器具、危険物施設、電気設備等の自主検査、及び屋内消火栓、消火器、自動火災報知設備、警報設備、避難設備器具等の消防用設備の点検は別に定める安全点検分担区域及び点検表等にもとづき実施するものとする。

(火災予防上の遵守事項)

- 第9条 日常における火災の予防及び火災発生時の避難を容易にするため、本校に出入りするすべての者は次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 火気使用設備器具は使用前及び使用後は必ず点検し安全を確認すること
 - (2) 火気使用設備器具の周囲は常に整理整頓し、消火用水又は消火器を用意しておくこと
 - (3) 校舎内には、危険物類、引火性物品等は許可なく持ち込まないこと
 - (4)避難口、廊下、階段など避難通路となる部分には、避難上障害となる物品を置かないこと
 - (5) 廊下、階段は、避難時につまづき、すべり等を生じないよう維持しておくこと

(防火管理者への連絡事項)

- 第10条 次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し承認を得るものとする。
 - (1) 教室等の一部を変更し使用するとき
 - (2) 教室等において火気用設備器具の増設や移動を行うとき
 - (3) カーテン等を設置及び交換するとき
 - (4) 鍵の管理方法や施錠位置を変更する時
 - (5) その他防火管理上必要と認める事項

第4章 自衛防災活動

(自衛防災組織の設置)

第11条 地震及び火災等の災害が発生した場合は、その被害を最小限にとどめるため、 校長を隊長、防火管理者を副隊長とする自衛防災組織を編成する。 (自衛防災隊長等の権限及び任務)

- 第12条 隊長は、自衛防災活動における一切権限を有し、次の任務を行う。
 - (1) 生徒全員の避難状況の把握
 - (2) 各種災害の状況を判断し自衛防災活動上必要な指揮、命令
 - (3)消防隊に対する情報の提供
- 2 副隊長は隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行する。

(自衛防災組織及び活動)

- 第13条 自衛防災隊には次の班及び係を置く。
 - (1) 查察班
 - 1) 事務長、指揮班長及び各係長で組織する。
 - 2) 消火・避難・警報等各設備の外観的事項(破損、変形等)と機能的事項(作動試験、性能試験等)を自主点検し、プロパン・石油ストーブ等火気使用設備器具及び電気設備の自主点検を定期的に行い、各種設備器具等の維持管理にあたる。
 - (2) 指揮班
 - ア 隊長、副隊長とともに自衛防災隊本部を構成する。なお、自衛防災隊本部は 校庭の安全かつ生徒全体を把握できる位置に設置する。
 - イ 隊長・副隊長を補佐し、生徒の避難状況を把握して必要な指揮命令を行う。
 - ウ 在校者名簿等必要な関係書類を準備し、消防隊への情報提供を行う。
 - (3) 通報連絡班(通報係、連絡係)
 - ア 火災を発見した者は、消防機関119番に通報する。
 - イ 災害発生場所等を明確に校内に報知する。
 - ウ消防機関へ通報されたかどうかを確認する。
 - エ 指揮班及び他の班との連絡にあたる。
 - オ消防車の誘導にあたる。
 - (4) 誘導班 (誘導係)
 - ア 生徒の避難場所を選定し、定められた避難経路により誘導する。
 - イ 避難終了した場合は、すみやかに人員点呼を行い逃げ遅れの有無を確認し、 指揮班長に報告する。
 - (5)避難誘導班(避難袋係)
 - ア 屋内階段が使用不能の場合は、設置してある避難器具を操作し避難させる。
 - (6)消火班(消火ホース係、消火器係)
 - ア 屋内消火栓を操作し消火作業を行う。
 - イ 火点に近い場所にいる者は、消火器を使用し初期消火を行い、延焼防止に努 める。
 - (7) 救護班(救助係、救護係)
 - ア 避難開始と同時に担当区域を巡視し、検索や残留者の救出にあたる。
 - イ 負傷者に応急処置をほどこす。
 - (8) 警戒班(搬出係、警戒係)
 - ア 重要物件の搬出にあたる。
 - イ 搬出物件の保全、盗難等被害の防止にあたる。

(休日、夜間にける活動体制)

- 第14条 休日、夜間の諸活動は、機械警備に係る規則によるほか、次の業務を行うものとする。
 - (1) 火災を発見した場合は、消防機関へ通報するとともに別に定める緊急連絡者一覧表にもとづき関係者への連絡を行う。
 - (2) 消火器等により初期消火活動を行う。
 - (3) 火災の延焼状況により、別に定められた重要物件の搬出とその管理に当たる。

(防災組織表及び避難経路図等の作成)

第15条 防火管理者は、職員・生徒を含めた防災組織表、避難経路図及び消火器等の配 置図を作成し全員に周知させる。

第5章 震災対策 (南海トラフ地震臨時情報発表時も同様)

(震災予防措置)

- 第16条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため、随時次の検査を 行うものとする。
 - (1) 校舎及び校内の施設物の倒壊、落下の有無
 - (2) 教室内及び事務室等における教材、棚、ロッカー、ガラス窓等の転倒、落下の 有無
 - (3) 火気使用設備器具等の転倒の有無及び自動消火装置の作動状況の適否
 - (4) 危険物及び化学薬品等の転倒、落下の有無

(緊急地震速報発表時の対応)

- 第17条 緊急地震速報を確認した者は、その情報を周囲の者に知らせるとともに、身体 保護の措置をとる。
- 2 照明器具等の落下危険がある場合には、速やかに安全な場所へ移動し身体保護の措置をとる。
- 3 施設内の生徒等に対し情報を提供し、パニック防止及び安全確保に努める。

(南海トラフ地震臨時情報発表時の対応)

- 第18条 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、校長をリーダーとして、別に定める一次動員対象者により、第2項に示す情報収集の対応にあたる。
- 2 生徒・職員・来校者の安否確認、施設の被害状況、発生した地震の情報及び避難情報 (防災みえ.jp等)、周辺地域、ライフライン(JR,伊賀鉄道、三重交通バス等)等の 確認。
- 3 必要な情報についは、校内放送及び安心メール等を活用し伝達する。
- 4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、速やかな帰宅または、 避難所等への避難を促し、学校は原則として1週間の休業措置をとる。
- 5 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時に、伊賀市から避難所としての一時 使用要請があったとは、体育館を使用させるとともに、避難所開設にあたっての支援を 行う。

(地震後の安全措置)

第19条 防火管理者及び火元責任者は、校内の生徒の安全を確認するとともに建物、火 気使用設備器具及び消防用設備等の点検を実施し、異状が認められる場合は安 全措置を講ずるものとする。 2 二次災害を防止するため、ガス、電気設備器具及び危険物を使用する施設について は全設備、器具の安全を確認後、使用を開始する。

(震災に備えての備蓄品)

- 第20条 震災に備え、次の品目を備蓄しておくものとする。
 - (1) 非常食及び飲料水
 - (2) 緊急医薬品
 - (3) 携帯用拡声器、メガホン
 - (4) 携帯用ラジオ
 - (5) 携帯用照明器具
 - (6) その他必要なもの

(避難場所の指定)

- 第21条 防火管理者は、生徒・職員を安全に避難させるため、次の場所を指定しておく ものとする。
 - (1) 1次避難場所 運動場

(地震時の行動)

- 第22条 地震時の活動は、次によるものとする。
 - (1) 授業中の場合、職員は生徒を机の下などに身を寄せさせ、落下物等から身を守るともに火気使用器具の始末を行い、出入り口を確保する。
 - (2) 休憩中の場合は、その場所で身をふせ校内放送等による指示を待つ。
 - (3)職員及び避難誘導係は、避難開始の指示があった場合、生徒の混乱を防止し、 避難経路に従い第1次避難場所へ誘導する。
 - (4) 生徒を帰宅させる場合は、その地域の被害状況を確認し安全を確認した上で行う。

第6章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

- 第23条 防火管理者は、次により職員及び生徒を対象として防災教育を行い、防火管理 の徹底を図るものとする。
 - (1)消防計画の周知徹底
 - (2) 生徒の人命安全対策に関すること
 - (3) 建物からの避難及び避難誘導に関すること
 - (4) 火災予防上の遵守事項に関すること
 - (5) 震災対策に関すること
 - (6) 防災訓練に関すること
 - (7) その他火災予防上必要な事項に関すること

(防災訓練の実施)

- 第24条 防火管理者は、次の訓練について実施計画を作成するものとする。
 - (1) 指揮訓練
 - (2) 通報連絡訓練

ア 消防機関への通報訓練

イ 校内への通報連絡訓練

- (3)消火訓練
 - ア 消火器訓練・・分散配置されている消火器を迅速に集結し、適応消火器の確認と操作要領の習熟
 - イ 消火栓訓練・・操作訓練と放水
- (4) 避難訓練
 - ア 階段からの避難誘導訓練
 - イ 避難器具の点検と使用習熟
- (5) その他安全防護、救護、搬出等の訓練

(訓練の報告及び指導要請)

第25条 防火管理者は、自衛防災訓練を実施する場合、消防署に通知し、必要と認めた場合は指導の要請をするものとする。

付 則

この計画は、平成8年4月1日から実施する。

付 則

改正計画は、平成12年4月1日から実施する。

付 則

改正計画は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

改正計画は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

改正計画は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

改正計画は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

改正計画は、令和4年4月1日から実施する。

関係する一覧表及び図表

- ○火元取締責任者一覧表(安全点検含む)
- ○自衛防災組織表
- ○避難経路図
- ○消火器等の配置図

令和5年度あけぼの学園高等学校 火元取締責任者

	責任者	数 室		責任者	教 室
		職員室、印刷室、更衣室			
1	松浦		1 6	山本	特別教室棟2F廊下・トイレ
		HR (1-1)、ゼミ 31、32 3 F休養室、書道室・2	3F休養室、書道室・準備室、		
2	田中萌		17	杉森	作法室 <i>管理棟3F廊下</i>
		H R (1-2)、CAD 実習室 流通経営総合実	流通経営総合実習室・準備室、		
3	中田	管理棟3F廊下、トイレ	18	神保	ワープロ実習室、 <i>普通教室棟北</i>
		写真撮影実習室・準備室			1~3F階段
	田中稔	HR (1-3),	1.0		生徒会室、体育館、武道場、部
4		普通教室棟南1~3F階段	19	出口	室棟、 グラウンド
5	勝間田	HR (2-1)	2 0	安田	進路室、食品化学総合実習室、
5		マルチメディア実習室・準備室	20	女田	準備室、
6	山根	HR(2-2)美術教室・準備室	2 1	田中伸	会議室、購買室、 2 F 休養室
0		特別教室棟2F廊下・トイレ	۷ ا	四甲甲	管理棟1~3F階段
		HR (2-3)、ゼミ21、22			デザイン加工実習室
7	城		2 2	橋爪	特別教室棟と総合学科実習棟の
					渡り廊下、総合実習棟2F廊下
8	中山	HR (3-1)、 <i>普通教室棟1F</i>	2 3	中武	被服教室、 <i>準備室特別教室棟</i>
	· T H	廊下・トイレ	2	十氏	1F廊下・トイレ
		HR(3-2)、ICT準備室			介護実習室、福祉基礎実習室・準
9	寺前		2 4	山口	備室 総合学科実習棟1~2F
					階段・1Fトイレ
1 0	中尾	HR(3-3)、 <i>普通教室棟生徒</i>	2 5	片岡	保健室、教育相談室
		昇降口・ホール		7 1-4-1	管理棟1Fトイレ
1 1	淺原	放送室、スタジオ、 管理棟2	2 6	上嶋	事務室・1 F書庫・校長室
	~~//\	F廊下・トイレ			
1 2	藤野	食品調理総合教室・準備室藤野	2 7	濱田	変電室、LPG 庫、ポンプ室
			_ ,		キュービクル、危険物貯蔵庫
1 3	藤尾	美容実習室·準備室、美容更衣	2 8	大野	倉庫、小会議室、校務員室
	1347-15	室、 <i>特別教室棟3F廊下</i>		ハギ	<i>管理棟1F廊下</i>
		音楽教室・準備室、美術準備室、図書室、司	図書室、司書室、3F書庫		
1 4	森田	美術教室、 <i>特別教室棟3Fトイ</i>	2 9	中出	管理棟3Fトイレ
		V			
		LL教室、ビデオ編集室			
1 5	杉本	資料室、 <i>特別教室棟1~3F</i>			
		階段			

※ 斜体文字の箇所については安全点検時等に責任者が追加で点検

令和5年度 防災組織表

三重県立あけぼの学園高等学校

防災隊長 【校長】 防災副隊長 【教頭】

(1) 査察 【事務長】 【各班長(◎)】

(2) 指揮班 【◎杉森、淺原】

(3)通報連絡班 通報係【◎淺原】 連絡係【◎橋爪】 防護安全係【大野】

(4)誘導係 ◎寺前、城

(5)避難誘導係 避難袋係 (上)◎山本、勝間田 (地上)◎山根、田中萌

(6)消化班 消火器係 ◎中山、田中稔

消火ホース係 ◎出口、中田

(7) 救助班 救助係 ◎中尾、藤野、森田

救護係 ◎中武、片岡、山口

(8)警戒班 搬出係 ◎安田、田中伸、神保、中出、相楽

警戒係 ◎杉本、濱田、奥、梅川

○緊急時の動員

二次動員 一次動員に次の査察班のメンバーを加える(杉本、山根、寺前)

三次動員 全員(非常勤講師は除く)

○災害時の各班・係の内容

(1) 通報連絡係

◇通報係・・・・消防署へ通報する

◇連絡係・・・・校内放送により、職員生徒へ災害の状況、避難指示を行う。

(2)誘導班

◇誘導係・・・・・訓練出火を確認のうえ、避難場所までの誘導を行う。

(3)避難誘導班

◇避難袋係・・・・・降下避難の誘導、指導を行う。

(4)消化班

◇消化ホース係・・・・ホースを延伸し、初期消火にあたる。

◇消火器係・・・・・消火器による初期消火にあたる。

(5) 救護班

◇救助係・・・・二次災害の危険を回避しつつ、必要な救助にあたる。

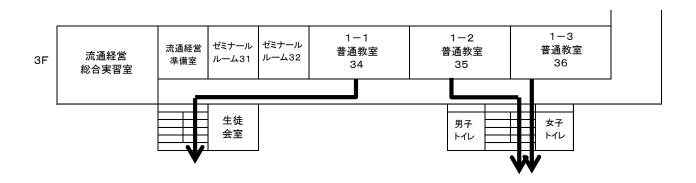
◇救護係・・・・・二次被害の危険を回避しつつ、必要な救護にあたる。

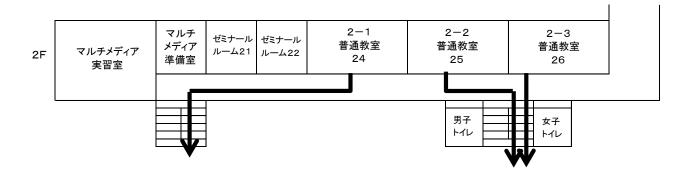
(6)警戒班

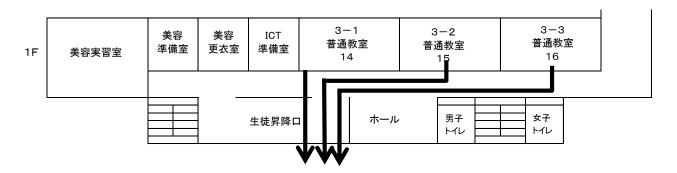
◇搬出係・・・・非常時に搬出すべき物件を搬出する。

◇警戒係・・・・・搬出係と連絡の上、搬出物件の保全にあたる。

令和5年度 あけぼの学園高等学校 避難経路図







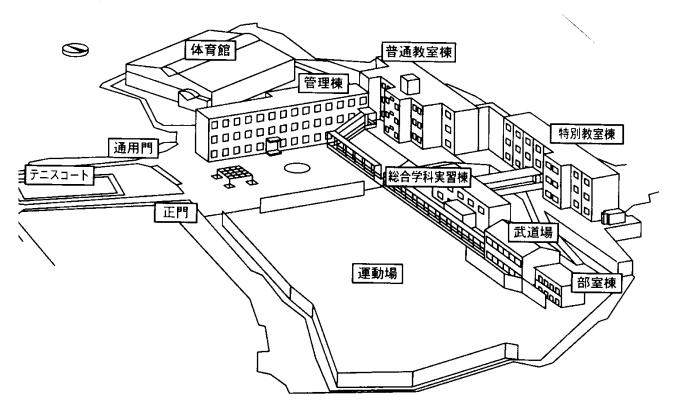
※ 一次避難場所・・・運動場 災害発生箇所や天候等により体育館となることもある

(2) 管理棟、特別教室棟、総合学科実習棟の場合。

最寄りの階段から、一次避難場所である運動場へ避難または、生徒誘導をする。

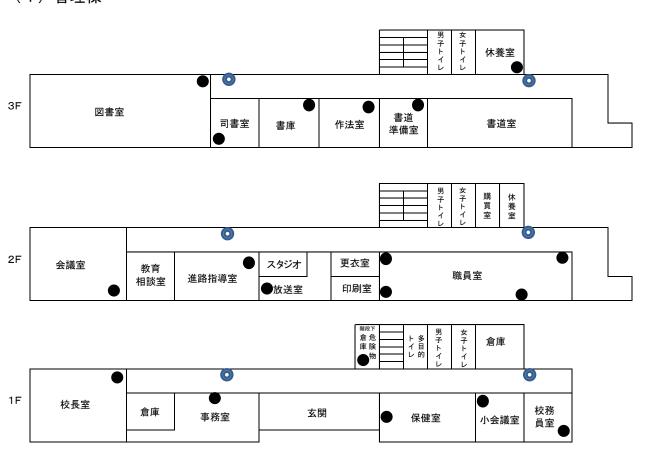
令和5年度 あけぼの学園高等学校 消火栓・消火器配置図

1 学校配置図

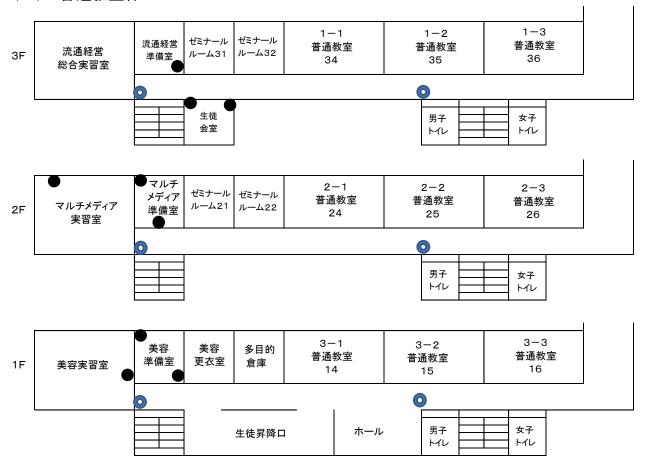


2 消火栓・消火器配置図 (○ 消火栓、● 消火器)

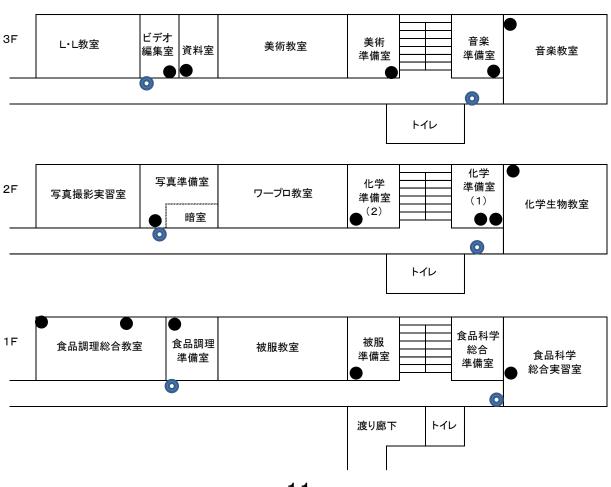
(1)管理棟



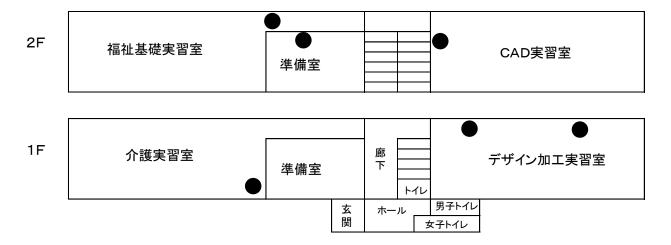
(2) 普通教室棟



(3)特別教室棟

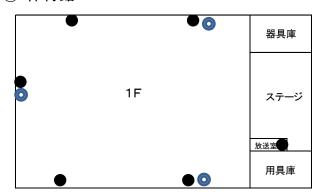


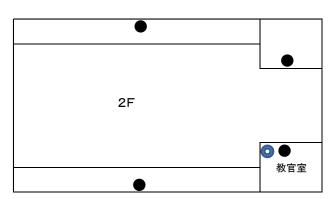
(4)総合学科実習棟



(5) その他

① 体育館

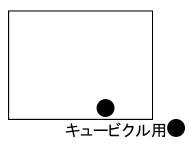




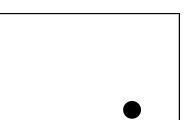
② 武道場

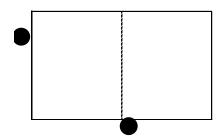


③変電室



④ L P G庫 (普通棟用)・ポンプ室 5管理棟用





三重県立あけぼの学園高等学校

「暴風警報」発表時の対応について

台風時等に「暴風警報」が発表された場合は、原則として以下のように対応してください。

- 1 午前6時30分段階において、<u>伊賀地域に「暴風警報」が発表されている場合</u>は、臨時休校とします。
 - → 登校せず自宅待機をしてください。
 - ※ その後、警報が解除されても臨時休校とします。専用バスは運行しません。
 - ※ 伊賀地域以外から通学する生徒は、自宅の地域に「暴風警報」が発表されているときは、 自宅で待機してください。
 - ※ 地域的要因や交通機関の運休等で登校できなかったり、通学に相当な危険性が予測される場合、各家庭で判断して登校を見合わせるなどの対応をしてください。
 - ※ JRの運休時に代行バス輸送が実施されていても、代行バスの運行には不確定要素が多いことから、登校は見合わせてください。
- 2 登校時に、伊賀地域および自宅の地域に「暴風警報」が発表された場合、登校せず、安全 であるかを判断し、十分気をつけて帰宅してください。
- 3 始業後に「暴風警報」が発表された場合は、原則として授業を中止し下校とします。 ただし、列車やバス時刻等の関係で速やかに下校できないときや、道路状況などによって 安全に下校できないと判断されるときには、安全が確保されるまで学校待機とします。
- 4 「暴風警報」以外の警報・注意報が出されている場合は、原則として平常授業を行います。
 - ※ 当日は、ラジオ・テレビ等のニュースに十分留意してください。
 - ※ JRや三交バスで運休・遅れがある場合、駅等での連絡などをよく聞いて、各自適切な 判断をしてください。
- 5 台風等が通過した翌日等に、「公共交通機関」の運休等が発表された場合は、原則として 以下のように対応してください。
- (1)「運休」「運転見合わせ」の場合は、自宅待機をして、その後代行バスの運転や、運行再開になった場合は登校してください。
- (2)「遅延」の場合は、「遅延届け」をもらって登校してください。
- 6 これら以外にも重大な災害が起こるおそれが著しく大きい、「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」の特別警報が発表された場合、上記に準じて行動してください。
- 7 学校からの情報は、「学校安心メール」により配信しますので、登録をお願いします。 なお、登録については別紙を参照してください。

【緊急連絡先】あけぼの学園高等学校

1年次担任 : 0595-45-7134 2年次担任: 0595-45-7135

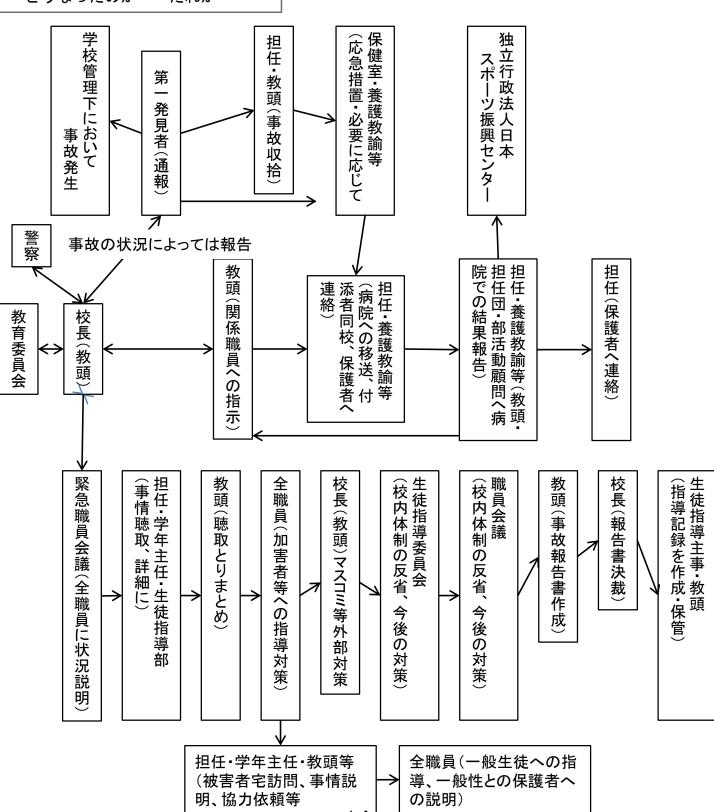
3年次担任 : 0595-45-7136

職員室(教頭):0595-45-3032 事務室:0595-45-3050

三重県立あけぼの学園高等学校



- ・いつ
- 何をしていて
- ・どこが
- ・どこで
- ・どうなったのか
- ・だれが



不審者侵入時の危機管理マニュアル

三重県立あけぼの学園高等学校

- 1 日頃からの備え(主担当者)
- (1) 出入り口の適切な管理(事務部)
- (2) 受付でチェック (事務部)
 - ア 案内看板の設置
 - イ 来校者にビジターカードの着用を依頼
- (3) 校舎内外の巡視(生徒指導部)
- (4) 防犯のための設備の整備(教頭)
- 2 もし不審者が侵入したら

立ち入りの正当な理由があるかどうか確認 → 正当な理由があれば受付へ

- (1) 正当な理由がなければ退去を求める
 - ア 言葉や相手の態度に注意し丁寧に説得
 - イ 複数の教職員で対応
- (2) 危害を加える恐れがあるかどうか判断する
 - ア 凶器や不自然な持ち物を持っていないか
 - イ 暴力的な言動はないか 危害を加える恐れがないと判断できる場合 → 再び丁寧に退去を求める
- (3) 危害を加える恐れがある場合 【隔離・通報する】
 - ア 別室に案内し隔離(発見者・全教職員で対応)
 - イ 暴力行為抑止と退去の説得
 - ウ 110番通報(事務部)
 - エ 教職員への緊急連絡(事務部)
 - オ 県教育委員会へ緊急連絡(事務部)
- (4) 危害を加える恐れがある場合 【隔離できない場合】

教職員の役割分担

- ア 全体指揮・外部との対応(校長・教頭)
- イ 不審者への対応(発見者、生徒指導部)
- ウ 避難誘導・安全確保(授業担当者、担任)
- エ 電話通報・校内放送(事務部)・・・不審者に気づかれない文例
- オ 保護者への連絡(教務部)
- カ 応急手当 (養護教諭、保健部)
- キ 校内巡視(進路部)

保護者への生徒の引き渡しについて

1 保護者等との連絡

- (1)被害が大きければ大きいほど、情報網は混乱し、保護者への連絡は困難を極め、時間もかなり要するものと予想される。教職員は冷静かつ俊敏に判断・行動することが大切である。
 - ア 生徒の点呼·安全確認後、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡を取る。 【その際、連絡が取れた保護者とそうでない保護者をきちんと把握する】
 - イ 保護者への連絡とともに、教育委員会及び災害対策本部へ生徒の安全確認及び引き渡しの実施について連絡する。
 - ウ 二次避難を行う場合は、災害対策本部や教育委員会及び生徒の保護者にその旨を 連絡する。電話等の不通等により連絡がつかない場合は、状況により学校に連絡 要員を残すか、二次の避難先を校門等に掲示するとかの方法をとる。

2 生徒の引き渡し

- (1) 保護者に直接引き渡す場合は、引き渡しカード等に所定の事項を記入したうえで、 保護者及び教職員が確認署名を行う。
- (2) 保護者と連絡が取れない理由等で引き渡しができない場合については、学校において保護するものとする。その際、生徒の個人情報についてプライバシー保護等に配慮しつつ、精神的ケアに努める。

3 あけぼの学園高等学校生徒引き渡しカード

	年	組	番		
生徒名					
保 護 者 名					
住所					
自宅電話番号及び携帯番号	自宅 携帯電話				
受取人名 (保護者と違う場合、 続柄、住所、電話番号)					
引き渡し場所 (どちらかに○を。	あけぼの学園高等学校				
二次避難場所は () 内に名称)	二次避難場所(
引き渡し確認 教員名					

あけぼの学園高等学校安全計画(※ホームルーム活動の欄 ◎…1単位時間程度の指導 ●……短い時間の指導

	リリック 日本	・落ち着いて他人の話を聞く姿	<u>5</u> ・落ち着いて他人の話を聞く姿	6 ・自己をとりまく環境について		・円滑なコミュニケーションを	・円滑なコミュニケーションを	・法律用語など社会で役立つ語	12 ・法律用語など社会で役立つ語	1 ・命の尊さについて考える	2 ・命の尊さについて考える	・命の尊さについて考える
安	地理歴史公民	勢 (公共) 青年期の諸課題について	野		モラルについて	図る (地理総合) 地球環境問題につい て	住民福祉について	句を学ぶ (地理総合)世界の都市・居住 問題について	句を学ぶ (公共) クレジットカードの仕組 み、契約について	(公共)消費者問題について	(地理総合) 日本の自然環境と防 災について	(公共・地理総合)持続可能な 地域づくりについて
			える)	OR Labor	(地理総合)世界の生活文化の 多様性について		(地理総合)世界の人口・食糧問題について	(公共)金融商品のリスクについて	- 10 - 1 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10	74.50		
	数学	危険度の統計的推測 1章 「科学の技術の発展」	物体の落下(2次関数) 2章 物質の科学	降水確率 2章 物質の科学	速度制動距離 3章 生命の科学	出生率 3章 生命の科学	物体の運動量と衝撃 4章 光や熱の科学	霧と視界 4章 光や熱の科学	日没時間と事故の関係 5章 宇宙や地球の科学	強風が自転車運転に及ぼす影響 5章 宇宙や地球の科学	5章 宇宙や地球の科学	睡眠時間と事故 6章 これからの科学と人間生
	科学と人間生 活	1節 科学と技術の始まり 2節 海 3節 土	2節 食品と衣料 1食料や衣料に見る物質 2食品にかかわる物質	2節 食品と衣料 3衣料にかかわる物質	1節 ヒトの生命現象 1私たちの生活環境と眼 2ヒトの生命活動と健康維持	2節 微生物とその利用 1いろいろな微生物 2微生物の利用 3生体系での微生物	1節 熱の性質とその利用 1熱 2熱の発生	1節 熱の性質とその利用 3エネルギーの変換と利用	1節 太陽と地球 1太陽系の天体と人間生活 2潮汐と人間生活	1節 太陽と地球 3太陽の放射エネルギー	2節 身近な自然景観と災害 1身近な景観の成り立ち 2地球内部のエネルギー 3自然の恵みと自然災害	活 1節 太陽と地球 3太陽の放射エネルギー
	化学基礎	序章 化学と人間生活 物質について学ぶ化学 文明は金属とともに セラミックス,プラスチック,繊 権 食料の確保、食品の保存,洗剤 物質と環境リスク	1編 物質の成り立ち 1章 物質の探究 物質の性質と分離 物質の成分	2章物質の構成粒子原子の構造 電子配置と周期表	3章 物質と化学結合イオンと イオン結合	金属と金属結合分子と共有結合	1章 物質量と化学変化 原子量・分子量と物質量 化学変化の量的関係	2章 酸と塩基 酸と塩基 水素イオン濃度とpH	中和反応と塩の生成	中和反応の量的関係と中和滴定	3章 酸化と還元 酸化と還元	酸化還元反応の利用
	保健体育、生涯スポーツ	・体育施設・用具の安全点検 ・既往症の把握 ・体カテストの実施	・定期健康診断の結果からの自己分析 ・体育施設・用具の安全点検	・発汗作用について ・雨季の体育館、グラウンド使 用(転倒防止) ・(理)怪我や熱中症の予防	・熱中症の予防 ・野外活動と安全 ・体育施設・用具の安全点検	・体育施設・用具の安全点検	・ (保)健康と運動 ・体育施設・用具の安全点検 ・体育大会準備、体育大会の安 全	・体力について ・体育施設・用具の安全点検	・冬季スポーツの意義 ・体育施設・用具の安全点検	・生徒の健康状態把握 ・体育施設・用具の安全点検	(保) 応急手当 ・体育施設・用具の安全点検	・安全に関する評価・体育施設・用具の安全点検
	 英語	多様な文化やその背景を知る	多様な文化やその背景を知る	多様な文化やその背景を知る	 英語を通じてのコミュニケー ション能力の向上	英語を通じてのコミュニケー ション能力の向上	英語を通じてのコミュニケー ション能力の向上	英語を通じてのコミュニケー ション能力の向上	読み物を通して、多文化共生に ついて考える	読み物を通して、多文化共生に ついて考える	読み物を通して、多文化共生に ついて考える	読み物を通して、多文化共生に ついて考える
学	介護福祉基礎、 社会福祉基礎、 生活支援技術	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方		・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方	・介護実習室、用具の安全点検	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方			・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方		・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方
_	情報,文書処理,情報処理	情報の信憑性(1)	情報の信憑性 (2)	情報の信頼性(1)	情報の信頼性(2)	情報の保護(1)	情報の保護(2)	情報のセキュリティ(1)	情報のセキュリティ(2)	個人の責任(1)	個人の責任 (2)	ネットワーク利用の心構えのま とめ
習	中国語	多様な文化やその背景を知る	多様な文化やその背景を知る	多様な文化やその背景を知る	中国語を用いたコミュニケー ション能力の向上	中国語を用いたコミュニケー ション能力の向上	中国語を用いたコミュニケー ション能力の向上	 中国語を用いたコミュニケー ション能力の向上	多文化共生について考える	多文化共生について考える	多文化共生について考える	多文化共生について考える
	家庭基礎						・被服製作に関わる道具の安全な扱い方	・被服製作に関わる道具の安全 な扱い方		・調理器具等の安全な扱い方・包工等の対象	・調理器具等の安全な扱い方・包囲の本型の本型の	
全	フードデザイ ン、和・洋菓子 実習、製パン実	・調理器具等の安全な扱い方・包丁等の本数確認・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方・包丁等の本数確認・火元の確認	- 調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	- 調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・ハサミ等の本数確認 ・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・ハサミ等の本数確認・調理器具等の安全な扱い方・包丁等の本数確認・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・火元の確認 ・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・火元の確認 ・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認
	服飾手云、 ファッション造 形基礎、ファッ	・被服制作に関わる道具の安全	・被服製作に関わる道具の安全 な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全 な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全 な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全 な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全 な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全 な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全 な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全 な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全 な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全 な扱い方 ・ハサミ等の本数確認
教	ション造形 美容実習	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方
_	セラミックアート, 造形加工	・道具の安全な使い方 ◎自転車通学に関して	・道具の安全な使い方 ・道料の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方 ②夏休みの生活と安全(防犯を	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方 ◎後期始業時における健康管理	・道具の安全な使い方 ②文化祭における火気取り扱い	・道具の安全な使い方 ◎職業体験実施における安全確	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方
育	1 年 本ームルーム活動	●通学時の安全確認 ●学校生活での危険箇所の確認 ●不審者情報の知らせ ●防災体制の役割を決める	ど) ●自転車の点検と整備	○ の地震と安全② いのちの講話の実施● 合風など災害に関する対応、警報発令時の対応	●夏季休業中のアルバイトにおける危険について ●夏季休業の過ごし方	◎地震災害対策	◎人権LHRの実施	について ◎登校指導	図 図 図 の火災予防と防災避難訓練 ●災害時の自分の役割について	●急な運動などの危険性について	●規律正しい生活	●●クラスマッチにかかる安全 指導 ◎校内美化の実施(危険物がないかの確認) ●今年度活動の評価とまとめ
安	2 年 木ームルーム活動	⑤自転車通学に関して●通学時の安全確認●学校生活での危険箇所の確認●不審者情報の知らせ●防災体制の役割を決める	◎登校指導について(マナーなど) ●自転車のカギの徹底について ●部活動と健康管理について	◎地震と安全	②夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●夏季休業中のアルバイトにおける危険について ●夏季休業の過ごし方 ②愛季休業の過ごし方 ②校内美化の実施(危険物がないかの確認)	◎地震災害対策	◎後期始業時における健康管理 ◎登校指導 ◎人権LHRの実施	◎文化祭における火気取り扱い について ◎登校指導 ●考査前における体調管理について ◎危険予測訓練 ②インターンシップにおける安 全教育	◎火災予防と防災避難訓練●災害時の自分の役割について⑥修学旅行時の安全教育	◎成果発表における製作時の危険確認●急な運動などの危険性について	● 登校指導●規律正しい生活	○春休みの生活と安全●クラスマッチにかかる安全 指導●今年度活動の評価とまとめ⑤次年度に向けた取り組みについて
全	3 年	◎自転車通学に関して ●通学時の安全確認 ●学校生活での危険箇所の確認 ●不審者情報の知らせ ●防災体制の役割を決める		◎考査と健康管理について◎地震と安全◎人権LHRの実施●台風など災害に関する対応、警報発令時の対応	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●夏季休業中のアルバイトにおける危険について ●夏季休業の過ごし方	◎地震災害対策	◎登校指導 ◎人権LHRの実施	◎文化祭における火気取り扱い について ◎登校指導 ③研修旅行にかかる指導 ●考査前における体調管理につ いて	◎火災予防と防災避難訓練 ●災害時の自分の役割について ◎校内美化の実施(危険物がないかの確認)		◎自宅学習中の心得について。	
指	主な 学校行事	・ 着任式、 始 業 式 ・ 入中面式、 全校集会 ・ 1 年ポリンテーション ・ スポーツテスト ・ 身体射測 ・ 定対解検診 ・ クラブ結成	・定期検診	- 校外研修 - 個人面談	・全校集会 ・夏休みの諸注意 ・交通講話 ・保護者会 ・定期健康診断	・防災避難訓練 ・終業式 ・クラスマッチ	・始業式 ・人権LHR(全学年)	・文化祭 ・進学説明会兼高校生活入門講 座 ・インターンシップ(2年)	・全校集会・フィールドワーク (1年)・インターンシップ (2年)・研修旅行 (3年)・修学旅行 (2年)	· 全校集会 · 総合学科成果発表会		・卒業証書授与式 ・●クラスマッチ ・外部講師による講演 ・離任式、終業式 ・春休みの諸注意
祼	個別指導	・昇降口指導 ・校内巡視 ・自転車通学許可, 自転車の点 校外安全指導	·昇降口指導 ·校内巡視 ·校外安全指導	・昇降口指導 ・校内巡視 ・健康診断の事後指導 ・治療の意味と必要性について	·昇降口指導 ·校内巡視 ·校外安全指導 ·健康相談	· 昇降口指導 · 校内巡視 · 校外安全指導	・昇降口指導 ・校内巡視 ・自動車免許取得の手続き	· 昇降口指導 · 校内巡視 · 校外安全指導	· 昇降口指導 · 校内巡視 · 健康相談 · 臨時健康診断	·昇降口指導 ·校内巡視 ·校外安全指導 ·臨時健康診断	· 昇降口指導 · 校内巡視	·昇降口指導 ·校内巡視 ·健康相談
	部 活 動	・新入部員オリエンテーション ・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検 ・合宿・遠征の安全 ・部室の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検 ・部室の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検 ・部室の安全点検
対人管理	学校生活の 安全管理	・保健委員会 ・安全指導点検 ・通学状況調査 ・防災体制の確立 ・教急体制の確立	・保健委員会	・保健委員会 ・安全指導点検 ・学校関係者評価委員会	· 校内競技大会の安全対策 · 保健委員会 · 安全指導点檢 · 修学旅行実行委員会 · 長期休業前生活指導	・保健委員会 ・修学旅行実行委員会 ・安全指導点検	·保健委員会 ·安全指導点検 ·修学旅行検討委員会 ·修学旅行実行委員会 ·学校関係者評価委員会	·保健委員会 ·安全指導点検 ·修学旅行実行委員会	·保健委員会 ·安全指導点検 ·修学旅行実行委員会 ·防災避難訓練の徹底 ·長期休業前生活指導	- 保健委員会	·保健委員会 ·安全指導点検 ·学校関係者評価委員会	・校内競技大会の安全対策 ・保健委員会 ・長期休業前生活指導
管 理 対物管理	学校環境の 安全点検	・電気設備点検・エレベーター定期点検	・電気設備点検・エレベーター定期点検	・電気設備点検・エレベーター定期点検	・電気設備点検 ・消防設備等点検 ・エレベーター定期点検 ・高架水槽・受水槽清掃	・電気設備点検・エレベーター定期点検	・照度検査 ・電気設備点検 ・エレベーター定期点検	・電気設備点検 ・エレベーター定期点検 ・簡易専用水道検査	・電気設備点検・エレベーター定期点検	・電気設備点検 ・エレベーター定期点検 ・建築基準法定期点検	・電気設備点検・エレベーター定期点検	・電気設備点検 ・消防設備等点検 ・今年度の安全点検活動の評価 ・生徒用机・いすの点検整備 ・次年度の計画立案
	安全に関する 組織活動	·春の交通安全運動 ·伊賀地区高等学校生徒指導連 絡協議会(第1回主任会) · 登校指導(駅指導)		·伊賀地区高等学校生徒指導連絡協議会(第2回主任会) ·伊賀地区中学校·高等学校生徒指導連絡協議会(第1回) ·登校指導(駅指導)	絡協議会(第2回生徒指導連絡 協議会)	P T A 全体懇談会 · 伊賀地区高等学校生徒指導連 絡協議会 (第 3 回生徒指導連絡 協議会 · 伊賀地区中学校·高等学校生 徒指導連絡協議会(第 2 回名張 地区) · 登校指導(駅指導)	·伊賀地区高等学校生徒指導連 絡協議会(第4回主任会) ·登校指導(駅指導) ·伊賀地区中学校·高等学校生 徒指導連絡協議会(第2回伊賀 地区)	· MSPC伊賀地区学校警察連絡協議会 · 伊賀地区高等学校生徒指導連絡協議会(第4回生徒指導連絡協議会) · 伊賀地区中学校·高等学校生徒指導連絡 徒指導連絡協議会(第3回) · 登校指導(駅指導)	・年末の交通安全運動 ・伊賀地区高等学校生徒指導連 絡協議会(第5回主任会) ・登校指導(駅指導)	中賀地区高等学校生徒指導連絡協議会(第5回生徒指導連絡協議会) 登校指導(駅指導)		・伊賀地区高等学校生徒指導連絡協議会(第6回生徒指導連絡協議会) ・登校指導(駅指導) ・今年度活動の評価と次年度の計画立案